

5 監 第 2 7 号
令和5年10月19日

二本松市長 三保 恵一 様

二本松市監査委員 守岡 健次

二本松市監査委員 佐藤 有

令和5年度定期監査の結果について（提出）

このことについて、地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により令和5年度定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出いたします。

5 監 第 2 7 号
令和5年10月19日

二本松市議会議長 本多 勝実 様

二本松市監査委員 守岡 健次

二本松市監査委員 佐藤 有

令和5年度定期監査の結果について（提出）

このことについて、地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により令和5年度定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出いたします。

令和５年度定期監査結果報告書

1 監査基準

本監査は、二本松市監査基準（令和２年４月１日施行）に準拠し実施した。

2 監査の概要

(1) 監査の種類（根拠法令）

定期監査（地方自治法第１９９条第２項及び第４項）

(2) 監査の対象

① 対象部局

保健福祉部

福祉課（福祉事務所含む）・子育て支援課（保育所・幼稚園含む）

高齢福祉課・健康増進課（子育て世代包括支援センター含む）

② 対象範囲

令和５年４月１日から令和５年８月３１日までの執行分

令和４年度分各種団体に対する補助金

(3) 監査の実施日程等

① 監査の期間 令和５年９月２６日から令和５年１０月１８日まで

② 監査委員監査 令和５年１０月１７日・１８日

③ 監査実施場所 監査委員事務局

(4) 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、適法、適正、かつ効率的に行われているか、また、それら事業は経費に見合った効果を挙げているか等を主眼とした。

(5) 監査の主な実施内容

あらかじめ提出を求めた定期監査資料及び書類並びに帳簿類を調査するとともに、部長以下関係職員の出席のもと、事務事業の概要及び執行状況について説明を受け、必要に応じて質疑等を行った。

3 監査の結果

事務の執行が適法、適正、かつ効率的に行われているかどうかという観点から監査を実施した結果、概ね適正に執行されていると認められたが、次に記載のとおり改善を要する事項（指摘事項）があったので、内容を十分把握・精査のうえ、必要な措置を講じられたい。

なお、事務処理上改善及び留意すべき事項で軽微なものについては、監査執

行の際に改善を指導した。

4 改善を要する事項（指摘事項）

新型コロナウイルス感染症対応のためではあるが、令和3年度において、年間の超過勤務時間が1000時間を超えた職員が2名いるという異常な状態であったといえる。当時、担当部局では人事部局とも協議し、状況の改善を検討したとのことであるが、結果として、長時間の勤務状況は改善されず、少数の職員に非常に偏った業務量となってしまったことについて、担当部局と人事部局には、このようなことが繰り返すことのないよう厳重に注意する。

また、今回の定期監査においても、保育所及び幼稚園保育料や学校給食費負担金などにおいて、収入未済額が発生していた。ある程度滞納する保護者が固定されているとのことなので、利用者の公平性を確保するためにも、必要に応じ市の顧問弁護士への相談・助言を受けるとともに、収納担当課と連携・協調を図り早期未納の解消につとめること。

さらに、休園となっている公立幼稚園施設の維持管理、今後の施設の在り方などについて、早期に検討・協議をし、方向性を打ち出すべきである。

最後に、前回の定期監査時にも指摘したが、今回も例規の規定と違った様式を使用している事業があることを確認したので、早急に再点検し改善すること。